

謹賀新年

2019年

新年明けましておめでとうございます

新年おめでとうございます。

2019 年
年頭に際しましてかなざわ地域協議会を代表してご挨拶を申し上げます。



かなざわ地協は昨年11月9日に第10回定期総会を開き「ストップ・ザ・格差社会！労働者保護ルール改悪反対！統一地方選挙・参議院選挙に勝利して、安心社会を切り拓こう！」をスローガンに掲げ、取り組みを進めているところであります。

一つは、働き方改革関連法は、6月に開いた参議院本会議で可決成立したことにより、労働界では長年切望されていた罰則付きの残業規制が導入されたことにより、長時間労働の是正に対する取り組みの推進が期待されます。

一方で、繁忙期には、過労死ラインとされる単月で100時間未満の残業の容認や高度プロフェッショナル制度の導入など、労働者の健康を守るため働く時間を制限してきた労働法の抜け穴にもなり兼ねないと危惧されています。



働き方改革は、政府の主導で推進するのではなく、労使が互いに知恵を絞り、働く者の立場や視点に立って改革を推進していくことが必要不可欠です。

一つは、今年度は統一地方選挙ならびに第25回参議院選挙が執り行われます。4月の統一地方選挙には、改選期を迎えるかなざわ地協が推薦した候補者の当選は勿論のこと、国会議員を支える地方議員の当選が必要条件と捉えています。そして、7月には満を持して臨む参議院選挙です。働く者の意見を地方から、そして国政へと反映させていくためにも、かなざわ地協として各種選挙戦を勝利に向けて全力で取り組みたいと思いますので、各構成組合の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

また、かなざわ地協は発足してから10周年を迎えました。これまでの運動をしっかりと継承しながら、地域に根ざした顔の見える連合運動を展開していきたいと思います。各構成組合の皆さんにはこれまで同様、ご理解とご支援・ご協力を頂きますよう、お願いを申し上げます。

かなざわ地協として、働く仲間がこの地域において安心して生活し、働き続けることのできる社会の構築に向けて取り組みを進めます。旧年に倍してのかなざわ地協への結集をお願い申し上げますとともに、この1年が皆様にとってより良い1年となりますことと、ますますのご活躍をご祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

自治体要請提出！ 地域で働き暮らす、勤労 者の生活向上に向けて！

かなざわ地協は12月5日(水)山野之義金沢市長に対して2019年の予算編成に向けて地域で暮らし生活をする勤労者や生活者の市民生活の向上を目的に政策制度要請を行った。また、12月25日には、かほく市、内灘町、同28日には津幡町にも同様に提出した。

10周年記念 親子映画鑑賞会開催！

かなざわ地協は12月15日(土)結成10周年記念行事として、組合員と家族(小人)を対象として「親子映画鑑賞会」をユナイテッドシネマ金沢において開催し「妖怪ウォッチFOREVER」の上映会を行った。

当日の参加者は小人162名、大人110名の計272名が参加し、封切り直後の新作を親子で楽しんだ。

今後の日程

●連合石川新春の集い

日時 1月7日(月) 15:00
場所 ANA クラウンプラザホテル

●NEW YEAR 旗開き

日時 1月11日(金) 18:00
場所 労済会館 3F

●連合石川中小共闘センター会議

日時 1月15日(火) 13:30
場所 フレンドパーク石川 4F

●かなざわ地協第3回幹事会

日時 1月21日(月) 18:30
場所 フレンドパーク石川 4F

●金沢税務署要請

日時 2月6日(水) 10:00
場所 金沢税務署

こんな人は、確定申告すれば 税金が戻ってきます！

2019年確定申告用

●年の途中で退職し、まだ再就職していない人(パート含む)

所得税に関しては、毎年の年末調整で支払うべき税額の調整を行なうことになっています。年の途中で退職し、再就職していない場合はこの年末調整をしていないことになりますので、払い過ぎた分を取り戻すことができます。

●源泉徴収票の記載内容に誤りや変更がある場合

人間のすることですから、絶対にミスがないとはいえません。今一度自分の源泉徴収票にもとづいて、自分が支払った所得税額が正しく計算されているかどうか確認してみてください。

●ローンを利用して新たに住宅を購入したり、増改築・リフォームした人

これを住宅借入金等特別控除といいます。また、ローンを利用しない人が控除を受けることができる制度もあります。住宅特定改修特別税額控除と認定住宅新築等特別税額控除です。詳しくは裏面をご参照下さい。

●自分や家族の分も含めて、年間で10万円を超える医療費を支払った人

これを医療費控除といいます。また、この特例として特定の医薬品を1万2千円超購入すると対象となるセルフメディケーション税制が始まりました。

●災害や盗難の被害を受けた人

これを雑損控除といいます。盗難や横領、または火事や落雷、地震、水害といった災害によって、生活に通常必要な資産が損害を受けた場合や災害に関連してやむを得ず後片付けなどの支出(災害関連支出)をした場合に控除できるものです。なお、東日本大震災により被災された方は、その災害がやんだ日から3年以内に災害関連支出をすることができなかったやむを得ない事情があれば、事情解消後3年までの支出を雑損控除の対象にすることができます。

●2千円を超える特定寄付金を支出した人

これを寄付金控除といいます。具体的には国や地方公共団体、社会福祉法人、日本赤十字社、認定NPO法人、政党や議員後援会などに対する特定寄付金の合計が2千円を超える場合、税金を取り戻すことができます。(指定領収書などが必要です。)なお、一定の要件を満たす社会福祉法人や認定NPO法人、政党などへの寄付金については、寄付金控除と税額控除とのいずれかを選択できます。

●国内に本店がある法人から配当等の支払いを受けた人

これを配当控除といいます。所得の合計が1,000万円以下の場合なら、配当所得×10%が控除されます。

●上記に記載したような内容で、本来還付を受けられるのに、忘れて申告していなかった人

申告を忘れていた場合は、過去5年間にさかのぼって還付を受けることができます。



日本労働組合総連合会石川県連合会(連合石川) TEL (076)265-5505

ご相談はもよりの地協へ

能登地協 ☎(0768)22-1907

かなざわ地協 ☎(076)232-7172

七鹿羽咋地協 ☎(0767)52-9633

かが地協 ☎(0761)21-8384

愛のエコキャップ運動 キャップ回収実績

11月29日現在
回収重量 14,7825,420g
Co2 削減 46,700kg
ワクチン数 7,889 人分

かなざわ地協
2019NEW YEAR
旗開き
1月11日(金) 18:00
労済会館3Fホール

